



平成30年 1 月31日

各 位

会 社 名 サノヤスホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上 田 孝  
(コード番号 7022 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 田 代 昌 利  
(電話番号 06-4803-6161)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年 6 月22日開催予定の第7期定時株主総会に「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。併せて、任意の「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、本日開示の「子会社の設立及び会社分割（吸収分割）に関するお知らせ」に記載のとおり、造船以外の事業の一層の競争力強化を図るべく、事業会社の統括管理体制を変更する組織改編を行うことを予定しております。常に激変する環境変化をいち早く捉えて迅速かつ的確に戦略を策定・実行するための経営体制構築が必要と考え、統括管理体制の変更に併せてガバナンス体制の見直しを行い、意思決定の迅速化と業務執行に対する取締役会の監督機能の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

##### (2) 移行の時期

平成30年 6 月22日開催予定の第7期定時株主総会において、必要な定款変更について承認を得て、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

前記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、会社の機関についての規定の変更、取締役及び取締役会に係る規定の変更、監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため取締役への権限委譲に係る規定の新設並びにその他条数の見直し及び字句等

の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成30年6月22日

定款変更の効力発生予定日 平成30年6月22日

3. 指名・報酬委員会の設置

(1) 設置の目的

当社は、従前より、取締役の人事や報酬に関し、独立社外取締役から適切な関与と助言を得ていますが、今般さらに、客観性・透明性を向上させ、経営陣に対する監督機能の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置することといたしました。

(2) 設置の時期

平成30年2月1日付で設置いたします。

以上



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。</p> <p>③ 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、<u>重要な業務執行(法令が定めるところを除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員 数) 第24条 当会社に監査役3名以上を置く。</p> <p>(選 任) 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会) 第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(常勤監査役の選定) 第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第29条 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 監査等委員会</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(監査等委員会の招集) 第25条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤の監査等委員の選定) 第26条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第30条～第33条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p>

以上